

令和元年度（2019年度）実施施策に係る政策評価の事前分析表

（個人情報保護委員会1-①）

施策名	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督										担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一	
施策の概要	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）」が委員会の任務とされており、行政機関等や民間企業がマイナンバーの取扱いを適切に行うよう監視・監督を行うもの。										政策体系上の位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保			
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用事務実施者等に対して説明会を開催するなどにより、適正な取扱いを推進。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について、相談や問合せを踏まえ、Q & A等の充実を図る。 計画等に基づいた効果的な監視・監督の実施。 					目標設定の考え方・根拠	個人情報保護法において、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）」が委員会の任務とされ、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督等に関する事務を適切に実施するため。					政策評価実施予定時期	令和2年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				
			基準年度	目標年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度				
1 特定個人情報の取扱いに関する制度についての説明会等の対応件数	22回	平成30年度	-	令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	行政機関等、地方公共団体等及び民間事業者に対して、特定個人情報の取扱いに関する制度についての説明会等に講師を派遣して特定個人情報の取扱いに関するガイドライン等の周知・情報発信を行う必要があるため。 なお、説明会の開催及び講師派遣の要請の有無は、主催団体の判断で決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。			
2 特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置セミナーについて参考になったとする割合	-	-	100%	令和元年度	-	-	-	-	-	-	100%	地方公共団体における特定個人情報の適正な取扱いに向けた改善を促す必要があるため。 セミナー後にアンケートを実施して、参考になったかどうかを確認し、その後のセミナーの改善等に活用する。なお、目標値は、参加者の多くが参考になったといえるようなものである必要があるため、100%とする。			
3 立入検査の実施件数	-	平成30年度	50件	令和元年度	-	-	-	10件	14件	60件	50件	立入検査を実施することによって、個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いを確保する必要があるため。 なお、毎年度策定している検査計画に基づき立入検査を実施していることから、当該検査計画で示した件数を目標値としており、上記安全管理措置セミナーと合わせて、29年度から本年度まで、各都道府県において、面的な展開を一巡させる。			
測定指標	目標			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠											
			目標年度												
4 定期的な報告の分析等	地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置の実施状況や委託及び再委託の実施状況等について報告を求め、安全管理措置を実施する上での課題等を把握・分析することにより、当該課題等に対して、必要があれば制度的対応（ガイドラインやQ & Aの改正）を行うとともに、当該課題等に対する説明資料の作成及び各種説明会での周知を行い、地方公共団体等における特定個人情報の管理体制の底上げを図る。			令和元年度	番号法第29条の3の規定により義務付けられている定期的な報告により、今年度については、平成30年度の地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置の実施状況のほか、無断再委託問題が地方公共団体にも発生していることから、委託及び再委託の実施状況についても報告を求めた上で分析を行い、把握した安全管理措置を実施する上での課題等への対応として、必要に応じてガイドライン改正等を行うとともに、説明資料を作成し委員会ウェブサイトにて周知を行うほか、各種説明会等において、当該課題等や説明資料の周知を行う。さらに、特に報告内容に問題のある団体に対しては、個別の指導や立入検査を行うなど、より効果的な監視・監督を実施し、地方公共団体等における特定個人情報の適正な取扱いの確保を行う必要があるため。										
5 ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等	適時適切な周知と資料への反映等			令和元年度	ガイドラインに関するQ & A等の分かりやすい資料を作成・充実し、ウェブサイトに掲載・説明会で配布等することにより、個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るための周知を行うとともに、質問・問合せ等の内容も踏まえて資料等への反映・改正を行い、常に時宜に合った内容で啓発を行う必要があるため。										
達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					令和元年 行政事業レビュー 事業番号				
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度											
(1) 特定個人情報の監視・監督に必要な経費（平成26年度）	338.0 (301.2) 百万円	1,342.5 (1,164.3) 百万円	1,190.8 (1,181.3) 百万円	1,171.4百 万円	1~4	特定個人情報の取扱いに関する説明会等での周知・情報発信、検査計画に基づいた立入検査の実施、ガイドラインに関するQ & A等の資料の充実等、特定個人情報の適正な取扱いを確保するもの。					0001				
施策の予算額・執行額	-	-	-	-	施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）										

令和元年度（2019年度）実施施策に係る政策評価の事前分析表

（個人情報保護委員会1-②）

施策名	特定個人情報保護評価制度の適切な運用				担当部局名	総務課	作成責任者名 （※記入は任意）	政策立案参事官 松本秀一			
施策の概要	<p>特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などが、特定個人情報の漏えい等のリスクに対する対策を、自ら評価し公表する制度である。具体的には、特定個人情報ファイルを保有することで生じるリスクとそれに対する対策を、所定の様式（以下「評価書」という。）に記入し、公表する仕組みである。個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、評価実施機関による保護評価の適切な実施を図るため、保護評価に係る規則や指針の策定を行うほか、評価実施機関が作成した評価書の承認等を行うとともに、ウェブサイトで国民が評価書を閲覧できるようにすることで、国民の信頼の確保を図る。</p>				政策体系上の位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保					
達成すべき目標	<p>マイナンバー制度に対する国民の信頼の確保に向けて、以下のような取組により、保護評価制度を適切に運用することで、評価実施機関が適切に保護評価を実施できる環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の承認対象となる行政機関等の全項目評価書について、委員会において適切に審査・承認を行う。 ・保護評価が円滑に実施されるよう、必要に応じ、保護評価制度に関する評価実施機関への周知等を行う。 ・マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webの運用・保守を行い、評価実施機関による評価書の公表及び国民による評価書の閲覧が可能な環境を引き続き提供する。 				目標設定の考え方・根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）において委員会の所掌とされた、特定個人情報保護評価に関する事務の適切な運用を図るため。		政策評価実施予定時期 令和2年8月			
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準年度	目標年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
1 年度末時点における評価対象事務数	-	-	令和元年度		-	-	-	-	-	-	マイナンバー法においては、評価書を公表することが評価実施機関に義務付けられているため、年度末時点における評価対象事務数を測ることは、保護評価制度の運用状況を把握するための目安となる。 しかしながら、保護評価は、評価実施機関が特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。このため、委員会として目標値を設定して実施することができない性質のものであることから、実績値を把握し、記載するものとする。
2 当該年度におけるマイナンバー保護評価システムの年間稼働率	-	-	100% 令和元年度		-	-	-	-	-	100%	国民が評価書を網羅的に検索・閲覧するためには、マイナンバー保護評価システムが稼働している必要がある。したがって、当該システムの稼働率（※）を測ることは、国民が評価書を閲覧できる環境の提供状況を把握するための目安となる。 （※）稼働率は、「（年間の総時間－年間のサービス停止時間）／年間の総時間」により算出する。なお、計画的な保守等に要するサービス停止時間は、「年間の総時間」及び「年間のサービス停止時間」から除く。
測定指標	目標			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
			目標年度								
3 評価実施機関に対する保護評価制度の周知等	評価実施機関における保護評価制度の適切な理解		令和元年度	マイナンバー法第27条第2項に基づく必要な変更等を行った指針等の内容も踏まえ、委員会から評価実施機関へ、評価書様式の変更点についての周知等を行うことにより、評価実施機関が保護評価制度を正しく理解し、保護評価を適切に実施する必要があるため。							
4 委員会の承認対象となる全項目評価書の審査・承認	評価実施機関におけるマイナンバーの適切な取扱いの確保		令和元年度	委員会の承認対象となる全項目評価書の審査・承認を適切に行うことにより、評価実施機関におけるマイナンバーの適切な取扱いを確保する必要があるため。							
達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標					達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー 事業番号
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度							
特定個人情報保護評価に （1）必要な経費（平成26年度）	33.5 （33.2） 百万円	33.5 （32.4） 百万円	73.5 （58.7） 百万円	80.7 百万円	1,2	各評価実施機関の評価書の提出・公表を支援すること等により、保護評価の円滑な実施を促進するため、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webを運用するもの。					0002
施策の予算額・執行額	-	-	…	…	施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）						

令和元年度（2019年度）実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会1-③)

施策名	所掌事務に係る広報・啓発				担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一				
施策の概要	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため個人情報の適正な取扱いの確保を図る（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む）。そのために、次に掲げる施策を実施するもの。 ・個人情報の保護に関する事業者及び消費者の理解の向上を図るための、個人情報の保護及びマイナンバー制度に関する広報及び啓発。				政策体系上の位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保						
達成すべき目標	・平成27年改正法により、新たに法の適用対象となった中小事業者等の法制度の理解促進及び消費者のリテラシーの向上				目標設定の考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた、個人情報の保護についての広報及び啓発に関する事務を適切に実施するため。		政策評価実施予定時期 令和2年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	基準年度	目標年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度			
1 ウェブサイトの充実（アクセス件数）	528,724件	26年度（27年1～3月平均）	前年度同程度 令和元年度 (月平均)	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度同程度	改正法の施行に伴い、新たに法の適用対象となった事業者を対象とした法制度の周知のほか、子どもを含め、消費者である国民一人ひとりに対して個人情報のリテラシーの向上を図ることが重要。これには、ウェブサイトを利用して、具体的事例を組み入れたわかりやすいコンテンツの紹介、委員会の活動、注意情報等について、幅広く情報発信を行うことが重要であり、関心度が高かったと思われる改正年度のアクセス件数と同程度の水準を継続させることが適当と考える。	
2 説明会の理解度等	-	-	理解度等 85% 令和元年度	-	-	-	-	-	-	85%		民間事業者、行政機関等及び地方公共団体等に対して、説明会等に講師を派遣して個人情報保護制度やマイナンバー制度に関する周知・情報発信を行っている。研修後にアンケートを実施して、内容の理解度等を確認し、その後の説明会等広報活動に活用する。なお、目標値は、平成28年度に開催した全国説明会で実施したアンケートにおいて、「有益だった」又は「まあ有益だった」が85%程度であったことから、これと同程度の85%とする。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
3 幅広い層に対するウェブサイト等における情報発信及び掲載資料への反映等	適時適切な周知と資料への反映等		令和元年度		個人情報保護法に関する分かりやすい資料・ウェブコンテンツを作成・充実させ、ウェブサイトに掲載・配布等することにより、法の適用対象である事業者のほか子どもを含む消費者に、幅広く個人情報保護制度等の周知を行うとともに、質問・問合せ等の内容も踏まえて資料への反映・修正等を行い、常に時宜に合った内容で啓発を行う必要があるため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年度 行政事業レビュー 事業番号					
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度								
個人情報保護制度普及啓発	37.5 (155) 百万円	55.2 (17) 百万円	90.9 (83) 百万円	58.0 百万円		個人情報保護、マイナンバー制度について、幅広い層に対し、ウェブサイトの充実をはじめ、説明会や広報資料を作成し広報を行う。	0004					
施策の予算額・執行額	-	-	-	…	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

令和元年度（2019年度）実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会 1-④)

施策名	個人情報に関する国際協力の推進					担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一			
施策の概要	個人情報（マイナンバー(個人番号)を含む。以下同じ。）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、また、経済・社会活動のグローバル化に対応するため、海外の個人情報保護当局等との協力関係の構築及び情報共有を行うもの。					政策体系上の位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保					
達成すべき目標	個人情報の保護に関する国際会議への出席や各国の個人情報保護当局との意見交換等による、個人データに関する国際的なデータ流通の環境整備等。				目標設定の考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた国際協力に関する事務を適切に実施するため。		政策評価実施予定時期	令和2年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
1 国際会議等への出席件数	12件	平成28年度	-	令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	各国の個人情報保護当局等との情報交換や関係構築は往訪・来訪のみならず、テレビ会議等によっても行われることから、海外の機関等への往訪件数を「海外の機関との対話」に含み、国際会議への出席件数とは分けて記載する。
2 在京大使館等との対話件数	3件	平成28年度	-	令和元年度	0件	0件	0件	3件	8件	4件	-	各国の個人情報保護当局等と緊密な連携や情報交換を行うために、在京大使館等と良好な関係を構築する必要があるため。なお、在京大使館等との対話件数は、時期・頻度等について関係者の都合や情勢等により変動するものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。
3 海外の機関との対話件数	30件	平成28年度	-	令和元年度	-	-	-	30件	68件	61件	-	各国の個人情報保護当局等との情報交換や関係構築は来訪のみならず、往訪及びテレビ会議等によっても行われることから、測定指標を「海外の機関との対話」に変更し、往訪件数及びテレビ会議等の件数を含むこととする。
測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠									
4 国際会議や二国間の枠組みを活用した、国や企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論等の状況	個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に向けた取組の推進		令和元年度		個人データの国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備することが重要となり、国際会議や二国間の枠組み等を活用し、個人情報保護ルールの相互運用を実現するための各国の個人情報保護当局間の対話を進めるとともに、日本が国際的な相互運用を主導する必要があるため。							
5 既存の国際的な個人データ移転枠組みの運用及び、事業者への支援等の状況	既存の国際的な個人データ移転枠組みの円滑な運用・促進を含む、国内事業者への支援強化		令和元年度		2019年1月に発効した日EU間の相互の個人データ移転枠組みの円滑な運用（EU離脱後の英国を含む）や、APEC越境プライバシールール（CBPR）システムの促進に向けた取組を引き続き進めるとともに、国内事業者の負担軽減や海外制度の理解促進やプラクティスの向上に資するよう、情報集約・発信を行う必要があるため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー 事業番号					
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度								
(1) 個人情報に関する国際協力の推進	37.5 (155) 百万円	31.6 (72) 百万円	282 (167) 百万円	159 百万円	1～5	経済・社会のグローバル化に対応し、国際的な水準において個人情報の適正な取扱いを確保するためには、海外の個人情報保護当局との国際協力関係の構築や情報共有を進めることが重要であるため、国際会議への出席や対話を通じて、各国の個人情報保護当局における権限執行の実態や国際的な動向の把握、委員会の活動に関する情報発信等を行う。	0004					
施策の予算額・執行額	-	-	-	…	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) <ul style="list-style-type: none"> 成長戦略2019（令和元年6月21日閣議決定） 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） 							

令和元年度（2019年度）実施施策に係る政策評価の事前分析表

（個人情報保護委員会 1－⑤）

施策名	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進				担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一		
施策の概要	個人情報保護法が定める委員会の任務（個人情報の適切かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること）を果たすために、個人情報の保護及び利活用に関する取組みを推進するもの				政策体系上の位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保				
達成すべき目標	・認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の活性化に向けた支援を行うことや、個人情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点からの情報発信を行うこと等による、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用の促進				目標設定の考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた、個人情報の保護及び利活用に関する事務を適切に実施するため。	政策評価実施予定時期	令和2年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
			年度ごとの実績値							
	基準年度	目標年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
認定個人情報保護団体連 1 絡会・対象事業者向け研修会等の開催件数	2	平成29年度 7	令和元年度		-	-	-	-	7	当委員会は、認定個人情報保護団体が主体的に行う活動の状況を適切に把握し、認定個人情報保護団体に求められる役割・機能の強化等につながるよう必要な支援を行っていく必要がある。 年度ごとの目標値は認定個人情報保護団体連絡会・対象事業者向け研修会等の前年度の開催実績値を記載する。実績値は、当委員会に権限が一元化された平成29年度からの実績値について記載する。
測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
	目標年度									
2 民間の自主的取組の活性化に向けた支援	パーソナルデータの適正かつ効果的な活用の促進		認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の活性化に向けた情報共有等を通じた支援を行うこと等により、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進する。							
3 認定個人情報保護団体の活動状況の把握、必要な支援の実施	認定個人情報保護団体制度の利用の推進		当委員会は、認定個人情報保護団体が主体的に行う活動の状況について報告徴収等により適切に把握し、その内容を分析等することによって認定団体に求められる役割・機能の強化につながるよう必要な支援を行っていく必要がある。また、認定団体がいない業界・事業分野における新規認定団体の認定等についても検討し、制度の利用を推進する必要がある。							
4 いわゆる3年ごと見直し	個人情報保護法に関し見直しを実施		個人情報保護法及び番号法の一部を改正する法律（平成27年9月9日法律第65号）の附則第12条3項において、施行後3年ごとの見直しが求められていることから、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、幅広いステークホルダーの意見を聴きながら、必要な検討を行う。							
達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー 事業番号			
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度						
個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進に必要な経費（平成27年度） (1)	33.1 (15.7) 百万円	147.7 (80.4) 百万円	127.5 (99.1) 百万円	109.2 百万円	1,2	・パーソナルデータの適正かつ効果的な活用の促進のため、民間の自主的取組の活性化に向けた支援や認定個人情報保護団体の認定等を行う。	0005			
施策の予算額・執行額	-	115百万円	116.9百万円	...	施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） ・成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）				

令和元年度（2019年度）実施施策に係る政策評価の事前分析表

（個人情報保護委員会1-⑥）

施策名	個人情報に関する広聴・相談				担当部局名	参事官室	作成責任者名 （※記入は任意）	政策立案参事官 松本秀一				
施策の概要	個人情報保護法において、「個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」、「特定個人情報の取扱いに関する・・・苦情の申出についてに必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」及び「個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること」が委員会の任務とされており、その任務を達成するため、電話による相談窓口を運営し、個人情報保護法の解釈等に関する一般的な質問への回答を行うとともに、個人情報、匿名加工情報及び特定個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに関する苦情あっせん相談を行う。				政策体系上の位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保						
達成すべき目標	「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル（※）」の運営を行い、質問や苦情相談事案への対応を通じて、個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知を行い、個人の権利利益を保護する。 （※）平成29年5月29日までは「個人情報保護法質問ダイヤル」として運用しており、同月30日の改正個人情報保護法全面施行に伴い、名称を変更し運用している。以下、実績値等については「個人情報保護法質問ダイヤル」、「個人情報保護法相談ダイヤル」を同列で記載することとする。				目標設定の考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた、個人情報の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申し出についての必要なあっせんを適切に実施するため。	政策評価実施予定時期	令和2年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度			
「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の対応件数	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」を運営し、質問や苦情相談事案への対応を着実に積み重ねることにより、上記目標が達成されると考えられるため。 なお、相談・問い合わせは、相談等の主体の判断によって必要性の有無が決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。（平成27年度から実施している施策のため、平成27年度分からの実績値について記載することとする。） （※平成27年度は10月～3月の5か月間）
「個人情報保護法相談ダイヤル」の対応件数	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	「個人情報保護法相談ダイヤル」を運営し、質問や苦情相談事案への対応を着実に積み重ねることにより、上記目標が達成されると考えられるため。 なお、相談・問い合わせは、相談等の主体の判断によって必要性の有無が決まるものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。（平成27年度から実施している施策のため、平成27年度分からの実績値について記載することとする。） （※平成27年度は平成28年1月～3月の3か月間）
達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					令和元年 行政事業レビュー 事業番号	
	平成28年度	29年度	30年度	令和31年度								
(1) 広聴・相談に必要な経費 （平成30年度）	-	-	52.5(48.0) 百万円	53.2 百万円	1,2	・「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル」において、丁寧な説明及び対応に努め、蓄積した相談・苦情等の内容分析の上、法律及び制度の内容等に関する問合せ等へのきめ細かな対応につなげる。					0006	
施策の予算額・執行額	-	-	施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		個人情報の保護に関する基本方針					